

審議参加と寄付金等に関する基準策定ワーキンググループの設置について

平成19年6月20日
医薬食品局総務課

1 設置の目的

平成19年4月23日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会において、審議への参加と寄付金等に関する基準を策定することとし、同分科会の下にワーキンググループを設け、調査検討を行うこととされた。

これを受けて、「審議参加と寄付金等に関する基準策定WG」（以下「WG」という。）を設置する。

2 検討項目

諸外国の状況等を踏まえ、委員の審議参加と寄付金等に関する基準（分科会としてのルール）について調査検討する。

3 構成

WGの構成員は別紙のとおりとする。なお、必要に応じて参考人を招致することができる。

4 運営

- (1) WGの会議は座長が招集し、庶務は総務課において処理する。
- (2) 議事の進行は座長が行う。
- (3) 会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。非公開とした部分については、議事要旨を作成し、これを公開することとする。